

那覇地検タイムス

令和5年6月発行

発行所 那覇地方検察庁

〒900-8578 那覇市樋川1-15-15

☎ 098-835-9200 (代表)

☎ 098-835-9205 (編集室)

法教育広報
キャラクター
「ホリス君」



那覇第一地方合同庁舎



検察庁で働く職員の1日を見てみましょう

A 検察官の1日



検察官バッジ
菊の葉と花卉の中に
赤で朝日をデザイン。「秋
霜烈日(しゅうそうれつじつ)」の秋の霜の冷たさ、
夏の太陽の厳しさに例えら
れています。

5:20 起床

早出勤したよ!
(ワークライフバランス)

7:00 出勤



7:30 業務開始

書類作成、
公判準備など

10:00 公判立会

(覚醒剤取締法違反)



裁判は誰でも傍聴する
ことができるよ!
立証責任といって、被
告人が有罪であるとい
う証明は、検察官が行
うんだ。とても重要な
役割だね!

12:00 昼休み

13:00 弁解録取

勾留請求
(傷害・身柄事件)

弁解録取とは、逮捕された被疑者の弁
解を聴く手続です。警察は、逮捕後、
48時間以内に、事件記録とともに被
疑者を検察官に送致しなければなりま
せん。検察官が弁解を聴いた上で、引
き続き勾留が必要であると判断した場
合は、裁判官に勾留を請求します(受
理から24時間以内)。



15:00 被疑者取調べ

(窃盗・在宅事件)

身柄事件は、被疑者が身柄を拘束され
ている事件、在宅事件は、被疑者が身
柄を拘束されていない事件のこと。
時には事件現場を見に行ったりもする
んじや。補充捜査が必要な場合には、
警察に対して指示を出したりもするぞ。
1日の中で、いろんな事件を取り扱っ
ているのがわかるな。



16:15 業務終了

17:30 買い物をすませて帰宅

B 事務官(徴収係)の1日

検察庁には、「検務部門」という部署
があります。

検務部門には、警察等から送致され
る事件の受理等を行う**事件係**、証拠品
の受け入れ等を行う**証拠品係**、罰金の
徴収等を行う**徴収係**、裁判で言い渡され
た判決の執行手続を行う**執行係**等が
あります。

6:30 起床

8:00 子供を保育園に送り
出勤



8:30 業務開始

窓口業務(罰金の納付者の
対応)

罰金未納者への督促業務
(電話をかけたリ、督促状
の発送など)

11:00 所在調査のため外出

罰金を納めず、連絡が取れ
なくなった納付義務者の自
宅などを訪ねる。

12:00 昼休み

13:00 未納者の収容手続

収容とは、呼び出しに応じなかつた
り、逃亡するおそれがあるなどの納
付義務者に対し、検察官が発付した
収容状を執行して、検察庁へ連れて
くることです。
収容の際は、手錠をかけます。



15:30 労役場留置の執行手続

労役場留置とは、罰金等の納付義務
者が罰金等を納付することができな
い場合、検察官の指揮により、判決
等で示されている期間、納付義務者
を労役場(拘置支所など)に留置し
て作業をしてもらうことです。



17:15 業務終了

18:00 子供を保育園に迎えに行き
帰宅

少年法の改正について(2022年4月改正)

民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに併せて、少年法も改正されました。
少年法とは、少年の健全な育成のために、非行を犯した少年に対する処分やその手続を決めている法律のことです。

改正前 20歳未満の者は一律「少年」として取り扱われていました。



改正後 20歳未満の者は一律「少年」として取り扱われますが、そのうち18歳・19歳の者は「特定少年」と位置づけられ、17歳以下の少年とは区別して取り扱われます。

どう変わったの・・・

刑罰に科せられる範囲の拡大

改正前は・・・16歳以上の少年のときに犯した故意の犯罪により人を死亡させた罪の事件は、原則、刑事裁判にかけられます。

例：殺人罪、傷害致死罪等

改正後は・・・改正前の罪に加えて、特定少年のときに犯した罪で、一定程度の重い刑罰が定められている罪の事件も追加されます!

例：強盗、組織的詐欺(いわゆるオレオレ詐欺等)、現住建造物等放火等

※その他の罪の事件についても、犯した罪の中身や度合いなどによっては刑罰に科せられることがあります。

実名報道の禁止が解除

改正前は、少年の時に犯した罪については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていましたが、改正後は、特定少年が犯した罪について裁判になったとき、その罪の内容によっては報道されることがあります。

労役場留置の禁止が解除

改正前は、判決宣告時に少年であった者については、労役場留置の言い渡しはできませんでしたが、改正後は、特定少年に対しては、労役場留置の言渡しができるようになります。

・成年年齢の引き下げにより18歳からできるようになったこと

- 携帯電話、クレジットカードなどの契約
- 各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判

※普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます

喫煙、飲酒、公営ギャンブルは、これまでどおり20歳まで禁止されています。

～各種広報活動～

出前教室、業務説明会(団体・個人)などをおこなっています。
お気軽にお問い合わせください。



ホームページや
YouTubeも見てね

直通電話 098-835-9205



裁判員制度広報
キャラクター
「サイパンインコ」

那覇地検HP

検察庁広報動画

法務省YouTubeチャンネル

